

## 外国人市民施策調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 本市における外国人市民施策の総合的かつ効果的な推進を図るため外国人市民施策調整会議（以下「調整会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外国人市民施策に関する総合的な連絡調整に関すること。

(2) その他、外国人市民施策の円滑な推進に必要な事項。

(組 織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる役職にある職員（以下「構成員」という）をもって組織する。

(運 営)

第4条 市長室長は、調整会議の会務を総括する。

2 市長室長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に調整会議への出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 調整会議の庶務は、市長室秘書課が行う。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し、必要な事項は市長室長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月29日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

## 別 表

所 属 局 名	構 成 員
政策局	市長室長
	政策総務課長
	秘書課長
	市民相談課長
総務局	総務課長
	地域防災支援課長
	研修厚生課長
市民局	市民総務課長
	市民協働推進課長
	人権平和推進課長
	人権教育推進課長
	男女共同参画推進課長
産業文化局	産業文化総務課長
	労政課長
健康福祉局	福祉総務課長
	地域保健課長
こども支援局	子供支援総務課長
環境局	環境総務課長
都市局	都市総務課長
土木局	土木総務課長
教育委員会	教育総務課長
	学事課長
	学校教育課長